

「経営者保証に関するガイドライン」にかかる対応方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）を踏まえ、当JAでは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

全国銀行協会（全国銀行協会のサイトへリンクします）

⇒ <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所（日本商工会議所のサイトへリンクします）

⇒ <https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、保証については、原則、機関保証を付することとしております。法人については、経営者保証を求めない可能性など、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行い、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その検討結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

(1) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、総合的に勘案して決定します。

以上